

第5回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和3年5月17日(月)

場所 市役所3階 301会議室

議事日程

- 議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について
(申請件数 1件)
- 議案第2号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨
の証明願について (申請件数 3件)
- 議案第3号 農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について
(申請件数 2件)
- 報告第1号 農地法第4条の規定に係る会長専決処理について
(申請件数 1件)
- 報告第2号 農地法第5条の規定に係る会長専決処理について
(申請件数 1件)

応召委員(12名)

1番	波多野雅之	2番	森谷 常夫
3番	加藤 武	5番	比留間 望
6番	奥住 雄一	7番	高橋 文雄
8番	安彦 祥子	9番	内野 一彦
10番	宮崎 義憲	11番	峰岸 豊
12番	加園 好久	13番	石川 裕一

職務のため出席 した者(事務局)	事務局長	中村 顕治
	事務局次長	本木 豊
	事務局書記	川島 一利

午後3時58分開会

議長
(石川 裕一君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

これより第5回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は12名でございます。武蔵村山市農業委員会総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しております。

	<p>すので、本総会は有効に成立いたします。</p> <p>それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長 (石川 裕一君)	<p>異議なしと認め、5番比留間望委員、11番峰岸豊委員以上2名の方をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」、1件あります。</p> <p>事務局より説明いたさせます。</p>
事 務 局 (本木 豊君)	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>議案第1号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について、1件の申請がございました。</p> <p>申請番号1番、相続人及び被相続人の住所、氏名、土地の所在、地積は記載のとおりでございます。地目は畑になります。</p> <p>理由は、令和2年8月12日申請人の養父の死亡による相続であります。</p> <p>なお、本申請に際しまして石川会長による相続納税猶予制度に関する調査報告書が添付され、相続人が適格者であり、また特例適用農地の要件が具備されている旨の報告がなされております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長 (石川 裕一君)	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を奥住部会長に報告していただきます。</p> <p>それでは奥住部会長、よろしく願いいたします。</p>
6 番 (奥住 雄一君)	<p>本日午後2時00分から土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。</p> <p>議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」、1件あります。</p> <p>申請番号1番の農地でございますが、①から⑦の農地は、イチヨウが栽培されており、一部作付け準備中でした。現地は適正に管理されており、問題はございませんでし</p>

た。

以上のことから、議案第1号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議長
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。なお、1番の申請地につきましては、私が現地を確認しております。特に問題ありませんでした。

委員

なし。

議長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」は証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。

委員

異議なし。

議長
(石川 裕一君)

ありがとうございました。それでは議案第1号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、3件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

議案第2号、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、3件ございます。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地について、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

申請番号1番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成8年8月30日に相続し、前回調査は、平成30年5月15日になります。

申請番号2番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成20年9月26日に相続し、前回調査は、平成30年4月16日になります。

申請番号3番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成26年9月14日に相続し、前回調査は、平成30年5月15日になります。

以上でございます。

議長
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を奥住部会長に報告していただきます。

それでは奥住部会長、よろしく願いいたします。

6番
(奥住 雄一君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、3件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①から③の農地は、ナシ、タマネギ、ジャガイモ、サヤエンドウ等が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①の農地は、ソラマメ、グリーンピース、キュウリ等が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号3番の農地でございますが、①の農地は、お茶、トウモロコシ、ネギ等が、②と③の農地は、お茶、タマネギ等が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第2号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議長
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、加園委員。

1 2 番
(加園 好久君)

1 番の申請地につきまして、現地を確認しております。
特に問題ありませんので、よろしく願いいたします。

議 長
(石川 裕一君)

はい、加藤委員。

3 番
(加藤 武君)

2 番の申請地につきまして、現地を確認しております。
特に問題ありませんので、よろしく願いいたします。

議 長
(石川 裕一君)

はい、峰岸委員。

1 1 番
(峰岸 豊君)

3 番の申請地につきまして、現地を確認しております。
特に問題ありませんので、よろしく願いいたします。

議 長
(石川 裕一君)

他にございませんか。

委 員

なし。

議 長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第 2 号「相続税の納税
猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願につ
いて」は証明書の発行をしたいと思います。御異議等ござ
いませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(石川 裕一君)

ありがとうございました。それでは議案第 2 号につしま
しては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第 3 号「農地利用集積計画に基づく経営規模
拡大について」、2 件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(本木 豊君)

それでは御説明いたします。

議案第 3 号、農地利用集積計画に基づく経営規模拡大につ
いて、2 件申請がございました。

本件は、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に基

づき作成される農用地利用集積計画に基づき、利用権の設定を行うものでございます。

申請番号1番、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者については、記載のとおりでございます。

利用権設定の契約開始期間は令和3年6月1日から令和8年3月31日までの4年10か月となります。

なお、利用権の設定を受ける者については、本市の認定新規就農者でございます。

申請番号2番、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者については、記載のとおりでございます。

利用権設定の契約開始期間は令和3年6月1日から令和8年3月31日までの4年10か月となります。

なお、利用権の設定を受ける者については、本市の認定農業者でございます。

以上でございます。

議長
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を奥住部会長に報告していただきます。

それでは奥住部会長、よろしく願いいたします。

6番
(奥住 雄一君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第3号「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」、2件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第3号につきましては、承認してよろしいかと思っております。

議 長
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。なお、1番、2番の申請地につきまして、私が現地を確認しております。特に問題はありませんでした。

委 員

なし。

議 長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第3号「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」は、承認したいと思っております。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(石川 裕一君)

ありがとうございました。それでは議案第3号につきましては、承認することといたします。

次に、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」、1件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

報告第1号、農地法第4条の規定に係る会長専決処理について、1件ございます。

本件は、農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届け出でございます。

申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりでございます。地目は畑で、転用目的は、一般住宅でございます。

以上でございます。

議 長
(石川 裕一君)

ただいま事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

はい、峰岸委員。

1 1 番
(峰岸 豊君)

1番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に問題ありませんので、よろしく願いいたします。

議 長
(石川 裕一君)

他に御意見等ございませんか。

委 員

なし。

議 長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

次に、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、1件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

報告第2号、農地法第5条の規定に係る会長専決処理について、1件ございます。

本件は、農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届け出でございます。

譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございます。転用目的につきましては、一般住宅でございます。

以上でございます。

議 長
(石川 裕一君)

ただいま事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。何かございませんか。

委 員

なし。

議 長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第5回総会を終了いたします。

大変お疲れ様でした。

午後4時14分 閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

令和3年5月17日

会 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩